

令和5年 第1回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和5年5月1日 開会

令和5年5月1日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和5年第1回南種子町議会臨時会目次

第1号（5月1日）（月曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 日程第1 仮議席の指定	4
1. 日程第2 選挙第1号 議長の選挙	4
第1号の追加1	
1. 日程第1 議席の指定	6
1. 日程第2 会議録署名議員の指名	6
1. 日程第3 会期の決定	6
1. 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙	6
1. 追加日程第1 議席の一部変更	7
1. 日程第5 選任第1号 常任委員の選任	8
1. 日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任	9
1. 日程第7 選挙第3号 中南衛生管理組合議会議員の選挙	9
1. 日程第8 選挙第4号 公立種子島病院組合議会議員の選挙	10
1. 日程第9 選挙第5号 熊毛地区消防組合議会議員の選挙	11
1. 日程第10 選挙第6号 種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙	11
1. 日程第11 提案理由の説明	13
町長説明	13
1. 日程第12 承認第1号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例の一部を改正する条例]	14
税務課長説明	14
質疑	17
8番 上園和信君	17
討論	18
採決	18
1. 日程第13 承認第2号 専決処分した事件の承認について [南種子町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例]	18
税務課長説明	18
質疑	19
討論	19

採決	19
1. 日程第14 承認第3号 専決処分した事件の承認について [令和4年度南種子町一般会計補正予算 (第10号)]	19
総務課長説明	20
質疑	23
8番 上園和信君	23
4番 福島照男君	25
9番 濱田一徳君	26
4番 福島照男君	27
8番 上園和信君	28
討論	31
採決	31
1. 日程第15 承認第4号 専決処分した事件の承認について [令和4年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算(第6号)]	31
くらし保健課長説明	31
質疑	32
討論	32
採決	33
1. 日程第16 承認第5号 専決処分した事件の承認について [令和4年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第6号)]	33
くらし保健課長説明	33
質疑	34
4番 福島照男君	34
討論	35
採決	35
1. 日程第17 承認第6号 専決処分した事件の承認について [令和4年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第6号)]	35
くらし保健課長説明	35
質疑	36
討論	36

採決	36
1. 日程第18 報告第1号 町の債権の放棄について	37
総務課長説明	37
質疑	37
8番 上園和信君	37
1. 日程第19 議員派遣	38
1. 追加日程第2 閉会中の継続調査申し出	38
1. 閉 会	39

令和5年 第1回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和5年5月1日

令和5年第1回南種子町議会臨時会会議録

令和5年5月1日（月曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長選挙

1. 議事日程（第1号の追加1）

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長選挙
- 追加日程第1 議席の一部変更
- 日程第5 選任第1号 常任委員の選任
- 日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任
- 日程第7 選挙第3号 中南衛生管理組合議会議員選挙
- 日程第8 選挙第4号 公立種子島病院組合議会議員選挙
- 日程第9 選挙第5号 熊毛地区消防組合議会議員選挙
- 日程第10 選挙第6号 種子島産婦人科医院組合議会議員選挙
- 日程第11 提案理由の説明
- 日程第12 承認第1号 専決処分した事件の承認について
[南種子町税条例の一部を改正する条例]
- 日程第13 承認第2号 専決処分した事件の承認について
[南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例]
- 日程第14 承認第3号 専決処分した事件の承認について
[令和4年度 南種子町一般会計補正予算（第10号）]
- 日程第15 承認第4号 専決処分した事件の承認について
[令和4年度 南種子町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算（第6号）]
- 日程第16 承認第5号 専決処分した事件の承認について
[令和4年度 南種子町介護保険特別会計補正予算
（第6号）]

○日程第17 承認第6号 専決処分した事件の承認について

[令和4年度 南種子町後期高齢者医療保険特別会
計補正予算(第6号)]

○日程第18 報告第1号 町の債権の放棄について

○日程第19 議員派遣

○追加日程第2 閉会中の継続調査申し出

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員(10名)

1番	川内田 行博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 阜 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員(0名)

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩 一 郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君

会計管理者 兼会計課長	河野美樹さん	企画課長	稲子秀典君
くらし保健課長	木田美幸君	福祉事務所長	鮫島幸紀君
税務課長	西村一広君	総合農政課長	山田直樹君
建設課長	河野容規君	水道課長	向江武司君
保育園長	才川いずみさん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君
教育委員会 社会教育課長	濱田伸一君	農業委員会 農事務局長	羽生幸一君

△ 開 会 午前10時00分

○事務局長（園田一浩君） 開会前に御了解を得ておきたいと思います。

本日の議席の氏名標については、議長及び副議長の選挙後でなければ議席が確定しませんので、一部変更が必要になった場合は議席及び氏名標の変更がありますので、御了解をお願いいたします。

事務局長の園田でございます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の上園和信議員を御紹介いたします。上園議員、議長席へお願いいたします。

[上園和信臨時議長 議長席 着席]

○臨時議長（上園和信君） ただいま紹介されました上園和信です。

地方自治法第107条の規定によって臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

開 議

○臨時議長（上園和信君） ただいまから令和5年第1回南種子町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（上園和信君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（上園和信君） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（上園和信君） ただいまの出席議員は10人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に5番、福島照男君。6番、名越多喜子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙の配布]

○臨時議長（上園和信君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。氏名は名

前まではっきりと書いてください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（上園和信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（上園和信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	川内田行博議員	2 番	野首久教議員
3 番	平畠 強議員	4 番	濱田一徳議員
5 番	福島照男議員	6 番	名越多喜子議員
7 番	柳田 博議員	8 番	大崎照男議員
9 番	塩釜俊朗議員	10 番	上園和信議員

○臨時議長（上園和信君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（上園和信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。5番、福島照男君、6番、名越多喜子さん。開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（上園和信君） 開票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、塩釜俊朗君 6 票、上園和信君 1 票、柳田 博君 3 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、塩釜俊朗君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（上園和信君） ただいま議長に当選されました、塩釜俊朗君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

ここで、新議長のあいさつをお願いします。

[塩釜俊朗新議長 登壇]

○新議長（塩釜俊朗君） 議員の皆様から承認をいただきました。ありがとうございます。

す。議員懇談会の折に話をしましたように、開かれた議会、議会の活性化を進めたい、このように思っております。是は是、非は非、精神で執行部の監視をする必要があることは御承知のとおりであります。南種子町発展のため、議会からも執行部への提言も検討しながら、南種子町が良き町になりますように進めて行きたい、このように私は思っております。議員の皆さん一緒になって町の活性に頑張りましょう。簡単ですが就任の御挨拶といたします。

○臨時議長（上園和信君） 以上で、臨時議長の任務は終了しました。御協力ありがとうございました。

[上園和信臨時議長 議長席 降壇]

○事務局長（園田一浩君） 塩釜議長、議長席にお願いいたします。

_____・_____・_____

[塩釜議長 議長席 着席]

○議長（塩釜俊朗君） ただいまより、議長の職務を行います。

本日のこれよりの議事日程は、お手元に配布の追加議事日程のとおりであります。

_____・_____・_____

日程第1 議席の指定

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

_____・_____・_____

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって。1番、川内田行博君、2番、野首久教君を指名します。

_____・_____・_____

日程第3 会期の決定

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

_____・_____・_____

日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、濱田一徳君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した濱田一徳君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した濱田一徳君が副議長に当選されました。ただいま、副議長に当選されました濱田一徳君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。濱田一徳君、副議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

[濱田一徳新副議長 登壇]

○副議長（濱田一徳君） ただいま副議長に指名をいただきました、濱田一徳です。皆様方にも先般お話しましたように、副議長として是々非々の対応で議会運営を行って行きたいと思えます。やるべきことはしっかりやる、そして、議長に対してものを言える、そういう副議長として議会運営に携わって行きたいと思えます。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） お諮りします。議長、副議長選挙に伴う議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議席の一部変更

○議長（塩釜俊朗君） 追加日程第 1、議席の一部変更を行います。

塩釜俊朗君の議席を10番に、濱田一徳君の議席を9番に、上園和信君の議席を8番に、大崎照男君の議席を7番に、柳田博君の議席を6番に、名越多喜子さんの議席を5番に、福島照男君の議席を4番に変更します。

ここで暫く休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時28分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 選任第1号 常任委員の選任

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の会場を次のとおり定めます。総務文教委員会、第1委員会室。産業厚生委員会、第2委員会室と定めます。

ここで暫く休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前11時14分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

総務文教委員長、大崎照男君。副委員長、平畠強君。

産業厚生委員長、福島照男君。副委員長、野首久教君。

以上であります。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、選任第2号議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

ここで暫く休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時29分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されたのでお知らせします。

委員長、柳田 博君。副委員長、名越多喜子さんが決定されました。

日程第7 選挙第3号 中南衛生管理組合議会議員の選挙

○議長（塩釜俊朗君） 日程第7、選挙第3号中南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

本議会が選挙すべき議員の数は3人です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中南衛生管理組合議会議員に塩釜俊朗君、濱田一徳君、野首久教君を指名します。
お諮りします。ただいま議長が指名しました塩釜俊朗君、濱田一徳君、野首久教君を中南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました塩釜俊朗君、濱田一徳君、野首久教君が中南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました塩釜俊朗君、濱田一徳君、野首久教君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 8 選挙第 4 号 公立種子島病院組合議会議員の選挙

○議長（塩釜俊朗君） 日程第 8、選挙第 4 号公立種子島病院組合議会議員の選挙を行います。

本議会が選挙すべき議員の数は 3 人です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

公立種子島病院組合議会議員に塩釜俊朗君、福島照男君、川内田行博君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました塩釜俊朗君、福島照男君、川内田行博君を公立種子島病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました塩釜俊朗君、福島照男君、川内田行博君が公立種子島病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました塩釜俊朗君、福島照男君、川内田行博君が議場におられ

ますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 9 選挙第 5 号 熊毛地区消防組合議会議員の選挙

○議長（塩釜俊朗君） 日程第 9、選挙第 5 号熊毛地区消防組合議会議員の選挙を行います。

本議会が選挙すべき議員の数は 2 人です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊毛地区消防組合議会議員に塩釜俊朗君及び大崎照男君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました塩釜俊朗君及び大崎照男君を熊毛地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました塩釜俊朗君と大崎照男君が熊毛地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました塩釜俊朗君、大崎照男君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 10 選挙第 6 号 種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙

○議長（塩釜俊朗君） 日程第 10、選挙第 6 号種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙を行います。

本議会が選挙すべき議員の数は 2 人です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

種子島産婦人科医院組合議会議員に塩釜俊朗君、濱田一徳君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました塩釜俊朗君、濱田一徳君を種子島産婦人科医院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました塩釜俊朗君、濱田一徳君が種子島産婦人科医院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました塩釜俊朗君、濱田一徳君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

ここで暫時休憩します。再開を午後 1 時とします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、今回の選挙で町長に再選し就任されました、小園裕康町長に御挨拶をお願いします。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 皆さんこんにちは。

今回の統一地方選挙におきまして、本町の町長職に 24 年ぶり無投票再選をさせていただきました小園でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、今回は町議会議員の選挙もございまして、見事御当選されました 10 名の議員の皆さま方には、心からお喜びを申し上げたいと存じます。

私は、4 年前に町長職を拝命をいたしまして、ほとんどコロナ禍の中での 4 年間でございます。この 4 年を踏まえ、そしてまたこうして町長という職に就くことができましたことは、町民をはじめ、皆さま方の御支援の賜物であり、そして引き続き今後の 4 年間しっかりやれよと言うような激励であるのではないかと受け止めております。今後は町民の皆様にお約束をいたしましたとおり、町民が主役の思いやりのある行政、そしてまた、これまでも申し上げて参りましたとおり、町民総力で進める町づくりを議員各位の皆様方と一緒に進めて参りたいと思っております。なお、今回の選挙は町民の皆様の一しかりとした御判断による結果であり

私も訴えて参りましたが、町民のことを第1に考える、そして、町の振興発展を真剣に考えた活動が今後求められていくのではないかと考えております。いずれにいたしましても、行政と議会、しっかりと連携をしながら町政を進めて参りたいと思いますので、今後とも車の両輪として御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第11 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第11、町長提出の承認第1号から承認第6号及び報告第1号の計7件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、専決処分をいたしました条例案件2件、同じく専決処分いたしました予算案件4件、報告案件1件の計7件でございます。

それでは、承認案件から順次要約して御説明を申し上げます。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町税条例の一部改正を行ったものについて承認を求めます。

承認第2号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものについて承認を求めます。

承認第3号から承認第6号の4件は、令和4年度一般会計及び3つの特別会計について、各収入の確定並びに事業完了による歳出確定等に伴い、最終補正を行ったものについて承認を求めます。

今回は一般会計においては、予算の最終調整により、町有施設整備事業基金へ5,403万円、農業振興基金へ2,000万円、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金へ4,358万2,000円を新たに積み立てるものがございます。

報告第1号は、町の債権の放棄についてございまして、債権の管理に関する事務処理について、南種子町債権管理条例第10条の規定に基づき報告するものがございます。

各議案、詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第 12 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例の一部を改正する条例]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第 12、承認第 1 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） それでは、承認第 1 号について御説明申し上げます。

承認第 1 号は、専決第 1 号南種子町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、令和 5 年度税制改正において、個人住民税に係る森林環境税の導入や、車体課税の見直しなど、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 5 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い所要の改正を行ったものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表 1 ページをお開きください。

まず、第 34 条の 9 は、個人の住民税に関し森林環境税の導入に伴い規定の整備を行うものです。

次に第 36 条の 3 の 2 は第 2 項で、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について定めるものです。また、第 3 項から 2 ページの第 6 項までは、法の改正に伴う項ずれなど規定の整備を行うものです。

次に第 38 条から第 47 条の 6 については、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律の施行など法の改正に伴い、第 38 条は、森林環境税の賦課徴収方法について、第 41 条は、納税通知の記載方法について、3 ページの第 44 条は、給与所得者の特別徴収の徴収方法について、4 ページの第 46 条は、e L T A X 対応納付書の様式の追加について、5 ページの第 47 条は、給与所得者の特別徴収税額の普通徴収への繰り入れについて、第 47 条の 2 は、公的年金等の特別徴収の徴収方法について、6 ページ第 47 条の 6 は、公的年金等の特別徴収税額の普通徴収への繰り入れについてそれぞれ定めるものです。

7 ページをお開きください。

第 48 条及び 8 ページの第 50 条は、法人町民税の納入に関して、e L T A X の対応納付書の様式を定めるものでございます。

第 82 条は、令和 5 年 7 月 1 日より施行される特定小型原動機付自転車の適用区分の明確化のため規定の整備を行うものです。

第 98 条第 1 項及び第 5 項並びに 9 ページの第 101 条は、たばこ税に関し、e L T A X 用対応納付書の様式を追加するものです。

10 ページをお願いします。

附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例、いわゆる免税牛の取り扱いについて、令和 6 年度までを 3 年間延長し、令和 9 年度課税分まで適用することを定めるものです。

附則第 10 条は、法の改正に伴い固定資産税の特例についての読み替え規定を整備するものです。

附則第 10 条の 2 第 3 項から 12 ページの第 25 項までは、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等で定める固定資産税の減免割合、いわゆる「わが町特例」の割合について法の改正に伴い、項ずれなど規定の整備を行うものです。

附則第 10 条の 2 第 27 項は、大規模修繕が行われたマンションに対する税の減額について条例で定める割合を 3 分の 1 と定めるものです。

附則第 10 条の 3 第 12 項は、前条第 27 項の減額申告の内容、添付する書面等について定めるものです。また、改正前第 12 項及び第 13 項をそれぞれ 1 項繰り下げ他、地方税法施行規則の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

13 ページの附則第 10 条の 4 は、平成 28 年熊本地震に関して、附則第 10 条の 5 は、平成 30 年 7 月豪雨に関して、固定資産税の特例適用期間を 2 年延長し、令和 6 年度課税分までとするものです。

14 ページをお願いします。

附則第 10 条の 6 は、令和 2 年 7 月豪雨に関して、固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、第 1 項は、被災した住宅用地に関する申告書に記載すべき内容を定めるものです。

第 2 項は、この特例の適用を申告する場合は、令和 5、6 年度分の固定資産税に限り、既存の住宅地に関する申告を適用しないことを定めるものです。

第 3 項は、区分所有の被災した住宅用地に関する申告書に記載すべき内容を定めるものです。

15 ページをお願いします。

第 4 項は、区画整理と再開発が並行して行われている被災共用土地に仮換地計画が策定されている場合の読替規定を定めるものです。

附則第 15 条の 2 は、令和元年 10 月から臨時的な措置であった軽自動車税の環境性能割の非課税措置の期間が終了したことに伴い規定を削除するものでございます。

改正前附則第 15 条の 2 の 2 は、自動車メーカー等の不正な検査結果などにより不適切に登録された軽自動車の環境性能割について、税の不足額に加えて徴収する

加算額の率を 100 分の 35 に引き上げ、条を第 15 条の 2 に繰り上げるものです。

16 ページをお願いします。

附則第 15 条の 6 は、令和元年 10 月から臨時的な措置であった軽自動車税の環境性能割の軽減措置の期間が終了したことに伴い、第 3 項を削除するものです。

附則第 16 条は、軽自動車税の種別割について、グリーン化特例の適用期限を 3 年間延長するとともに、段階的に電気自動車等に限定するもので、第 3 項から 18 ページの第 6 項までを削り、第 7 項を第 3 項に、第 8 項を第 4 項にそれぞれ繰り上げるものでございます。

19 ページをお願いします。

附則第 16 条の 2 は、第 1 項で、前条の項ずれによる規定の整備を行い、第 3 項で、自動車メーカー等の不正な検査結果などにより不適切に登録された軽自動車の種別割について税の不足額に加えて徴収する加算額の率を 100 分の 35 に引き上げるものでございます。

附則第 17 条の 2 は、優良住宅地等のための譲渡に係る町民税の課税の特例期限を令和 5 年度から令和 8 年度までの適用延長するものであります。

20 ページをお願いします。

附則第 25 条は、寄附金税額控除の特例に関して法の改正に伴い規定の整備を行うものです。

次に今回の改正条例の附則について御説明いたします。改正条例の後ろから 3 枚目をお開きください。

附則第 1 条は、施行期日について、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものですが、第 1 号として第 82 条第 1 号エのミニカーの規定より特定原動機付自転車を除く規定及び経過措置については、令和 5 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 号として、森林環境税の導入に伴う住民税関係の改正規定、軽自動車税の環境性能割及び種別割の過料の割合を変更する規定については、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。

第 3 号として、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について定める規定及び経過措置については、令和 7 年 1 月 1 日より施行するものです。

附則第 2 条第 1 項は、町民税の森林環境税に関する改正規定について、第 2 項は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載の簡素化に関する規定について、附則第 3 条は、固定資産税に関する改正規定について、附則第 4 条は、軽自動車税に関する改正規定について、それぞれ施行期日以降の適用とし、それ以前は従前の例によることを定めるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。御承認方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） この税条例については、専決処分は出来ないようになっております。この、条例改正によって町民に負担が増えたのか、それとも負担が軽減されたのか、まず1点目をお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 負担に関してということですが、基本的には負担は軽減の方向で改正がされているところでございます。後、内容については利便性の向上というところで改正をしております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 地方税法第179条第1項の規定により専決処分をしますということになっています。この179条第1項には4つの項目がありますよね。分かっていますよね。その専決処分をするためにどの項目を適用したのか。

○議長（塩釜俊朗君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） こちらに関しましては、冒頭の承認の説明の中にも加えておりますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたということで、議会を開く暇がなかったということで御理解をいただけたらと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 議会を開く暇がなかったということですが、この国が示した改正案ですよね、これはいつ頃示されましたかね。3月31日までに議会を開く暇がなかったということですよ。この改正案が国から示された月日はいつですかね。

○議長（塩釜俊朗君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 素案に関しましては、2月後半に示されはしておりますが、3月31日までの間に4回程修正がかかり、最終案は3月31日に示されたところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありますか。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 私の方から専決処分についての御説明をいたします。これについては、議会を開催する暇がなかった、時間的に余裕が無いということで開催をしたところでございます。町長においても3月16日に最終の3月議会を終了したところでございます。その後については、それぞれ出張、水道運営協議会とか

国保税関係によりますと国保運営協議会等もごさいます。それから小学校・中学校の卒業式がごさいます。その間において町長が出張がありますので、どうしても暇がなかったということもごさいますし、国においてはですね、3月31日が決定という事になりますので、4月1日施行ということで完全に時間的余裕がなかったということでもあります。この件については、上園議員については、前回そのような質問がされておまして、私どももそのように理解をしているところでごさいますのでよろしくお願ひいたします。ちなみに、その質問については平成30年の第3回の臨時議会において報告したところでごさいます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、これを承認することに決定しました。

日程第13 承認第2号 専決処分した事件の承認について

〔南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕

○議長（塩釜俊朗君） 日程第13、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） それでは、承認第2号について御説明申し上げます。

承認第2号は、専決第2号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでごさいます。

今回の改正は、3月議会において議決いただいた軽減判定所得及び賦課限度額の改正の内容に加えて、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い所要の改正を行ったものでごさいます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開きく

ださい。

まず、第23条の2は、参照条文に関して、第25条の2の改正に伴い規定の整備を行うものです。

次に第25条の2は、特例対象被保険者等の申告に関して内容確認のために提示を求める書類について雇用保険法施行規則の改正に伴い雇用保険受給資格通知と明確化するものです。

2ページをお開きください。

附則第2項から5ページ附則第13項は、国民健康保険法及び地方税法の特例に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

次に今回の改正条例の附則について御説明いたします。改正条例をお開きください。

附則第1項は、施行期日について、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税に関して適用し、それ以前については従前の例によることを定めるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第14 承認第3号 専決処分した事件の承認について

[令和4年度南種子町一般会計補正予算（第10号）]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第14、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 御説明申し上げます。

承認第3号は、専決第3号で処理した令和4年度南種子町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。町長が提案理由でも述べましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整であります。

歳出予算については、各事業の確定・執行残及び不用額の減額など予算の最終調整を行い、専決処分したものであります。

それでは予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,316万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,397万2,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費補正については、追加1件、変更1件の計2件であります。

まず、総務費、集落再編整備事業については、昨年末以降の入札不調などの影響により標準工期が確保できないため、1,748万8,000円を繰り越すものであります。

次に、商工費、観光再始動事業については、国の交付決定に伴い、繰越額を4,000万円に変更するものであります。

次のページ、第3表の債務負担行為補正については、変更3件で入札執行に伴いそれぞれ限度額を変更するものであります。

次のページ、第4表の地方債補正については、変更3件であります。

まず、過疎対策事業債については、育苗ハウス整備事業などの確定に伴い変更するもので、限度額を2億2,930万円とするものであります。

次に、辺地対策事業債については、道路建設単独事業の確定に伴い変更するもので、限度額を1億3,910万円とするものであります。

次に、公営住宅建設事業債については、大川団地整備事業の確定に伴い変更するもので、限度額を4,940万円とするものであります。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて御説明いたします。

歳出予算については、各事業の確定、執行残及び不用額の調整等であります。

それでは、16ページをお開きください。

まず、16ページから17ページ、一般管理費については、普通旅費の減額が主なもので、374万2,000円を減額するものであります。

次に、同ページから18ページ、財産管理費については、庁内備品購入の減額が主なもので、232万9,000円を減額するものであります。

次に、同ページから 19 ページ、企画費については、県特定有人国境離島地域航路・航空路運賃低廉化協議会負担金の減額が主なもので、456 万円を減額するものであります。

次に、同ページから 20 ページ、ふるさと納税推進事業費については、ふるさと納税受注管理等業務手数料の減額が主なもので、4,592 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、ふるさと創生事業費については、人材育成事業補助金の減額が主なもので、355 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、21 ページ、地域振興費については、定住対策住宅改修補助金減額が主なもので、751 万 6,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 22 ページ、地方創生臨時交付金事業費については、電子地域通貨システム導入業務委託の減額が主なもので、564 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 23 ページ、企業誘致推進費については、サテライトオフィスお試し事業・企業進出補助金の減額が主なもので、252 万 6,000 円を減額するものであります。

次に、26 ページをお開きください。

26 ページから 27 ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費など扶助費の減額が主なもので、2,009 万 1,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 28 ページ、温泉センター管理費については、光熱水費など需用費の減額が主なもので、215 万円を減額するものであります。

次に、28 ページ、介護保険福祉費については、高齢者地域支え合いグループポイント事業委託の減額が主なもので、347 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、29 ページから 30 ページ、児童福祉総務費については、病児保育等体制整備促進事業補助金の減額が主なもので、2,186 万 6,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 31 ページ、臨時特別給付金事業費については、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の減額が主なもので、915 万 9,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 32 ページ、生活保護扶助費については、医療扶助費などの減額によるもので、2,138 万 8,000 円を減額するものであります。

次に、34 ページをお開きください。

34 ページから 35 ページ、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費については、ワクチン接種委託の減額が主なもので、566 万 1,000 円を減額するものであり

ます。

次に、同ページ、清掃総務費については、離島対策事業協力出えん金補助の減額が主なもので、219万7,000円を減額するものであります。

次に、同ページから36ページ、塵芥処理費については、一般廃棄物処理施設工事費の減額が主なもので、387万9,000円を減額するものであります。

次に、37ページから38ページ、農業振興費については、輸送コスト支援事業など補助金の減額が主なもので、1,578万8,000円を減額するものであります。

次に、39ページから40ページ、キャトルセンター運営費については、飼料費の減額が主なもので、516万3,000円を減額するものであります。

次に、43ページをお開きください。

商工振興費については、特定経営基盤強化事業補助金の減額が主なもので、434万4,000円を減額するものであります。

次に、44ページ、観光費については、観光再始動事業委託の減額が主なもので、4,135万4,000円を減額するものであります。

次に、48ページをお開きください。

公営住宅建設事業費については、大川団地住宅建設・解体工事費の減額によるもので、599万7,000円を減額するものであります。

次に、同ページから49ページ、非常備消防費については、消防団員出動報酬の減額が主なもので、512万7,000円を減額するものであります。

次に、同ページから50ページ、災害対策費については、搜索報奨金の減額が主なもので、318万1,000円を減額するものであります。

次に、同ページから51ページ、事務局費については、宇宙留学連絡協議会補助金の減額が主なもので、520万9,000円を減額するものであります。

次に、同ページから52ページ、小学校学校管理費については、一般備品購入の減額が主なもので、372万8,000円を減額するものであります。

次に、61ページをお開きください。

繰出金については、各特別会計の実績等に伴い補正するもので、合計で782万5,000円を減額するものであります。

次に、同ページから62ページ、各基金積立金については、予算の最終調整を行い財源に余裕が出たため、町有施設整備事業基金5,403万円、農業振興基金へ2,000万円を積み立てるものであります。

次に、同ページ、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金については、ふるさと応援寄附金から手数料を差し引いた4,358万2,000円を基金に積み立てるものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

まず、町税については、固定資産税の伸びなど収納見込みによる補正であります。

次に、同ページから5ページ、交通安全対策特別交付金については、交付決定に基づくものであります。

次に、同ページ、分担金及び負担金から7ページ、使用料及び手数料については、実績見込み等によるものであります。

次に、同ページから9ページ、国庫支出金については、事業の確定等に伴うもので、観光再始動事業補助金などの減額が主なものであります。

次に、同ページから11ページ、県支出金については、事業の確定等に伴うもので、自立支援給付費負担金などの減額が主なものであります。

次に、同ページ、財産収入については、町有材売払い収入92万2,000円の増額が主なものであります。

次に、同ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金6,615万円の減額によるものであります。

次に、12ページ、繰入金については、歳入決定や不用額等の減額に伴い、合計で2億420万円を繰り戻すものであります。

次に、同ページから13ページ、諸収入については、病児保育事業負担金239万5,000円の減額が主なものであります。

最後に、同ページから15ページ、町債については、公営住宅建設事業債590万円の減額が主なものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は歳出、歳入、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正の順に区分して行います。

まず、歳出16ページから62ページまで質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 減額補正が2億6,300万円。これは町長、どういうことですかね。過大見積だったのか、それとも仕事をしなかったのか。住民からよく聞く声がトレーニングセンターと福祉センターのトイレが全然使われないと。これはもう修理をしての減額になるんですかね。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。詳細については総務課長からお答えさせますが、このトイレについては、現在、米軍の再編交付金もございまして、こういったものを一体的に整備するという事でいろいろ計画を立てております。ただ、ト

イレだけを修繕をしたところで、これまで福祉センターについては、アスベストの問題もいろいろあるんですが、そのまま放置されている状態でありますから、これをトイレだけ改修しても何の使い道にもならないというのが、現状の状態であります。そういうことで今後しっかりとした整備計画を立てて、議員の皆様方にもこれについてはお願いをし議論をしていただきたいというふうな考えであります。この減額については、過大見積の云々というそういうことではありませんが、詳細については総務課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今回の減額補正はあくまでも執行残の積み上げということと、それぞれの事業の中で実施されてきて不用になったものということで、あくまでも予算を確保する中で、査定等行う中でも、業者から見積りをいただいております。修繕等についてもそれぞれの見積りを行う中で実績でこのようになったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） トイレの件については、福祉センターの改築を待つてするとかでは、そういう考えでは10年先になるか分からんし、30年先になるかわからん。そういう声は町長の耳には入って来ないですかね。トレセンを使う時は相撲場に行つて用を足したりですね、そういう状況もう何年も続いているんじゃないの。そんな悠長なことを言つて、もう何年位なるのトイレが故障してから。使用禁止にしてから。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 昨年も要求としては浄化槽の整備であつたりいろいろ出てきました。ただこれを今の状態で浄化槽整備だけをやってもこの建物そのものが老朽化していますので、無駄なお金の使い方をするわけにはいかんということでもあります。そしてこれは、まず一番はこのアスベストが上にあります。これをしっかり除去しないとイケない、そういう建物でありますから浄化槽トイレだけをやるというそういう考えではここの利活用はしっかりと図れないということでもありますので、現在それについては部内においても検討しております。財源の問題もありますけれども、私どもとしては南高の屋体であつたり、いろんなものがほとんど老朽化しております。そして、この建物も以前も議会の中で御質問が出ましたので、そういうことについてはしっかりと一体的な方向での議論をしてお示しをして、早急にそこについても急ぐものから対処したいということで御答弁をしているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 答弁がどうも合点がいけないですね。急ぐものから実施を

して、トレセンと福祉センターのトイレの補修は急がない部類に入るんですか。
2億6,000万円も減額補正をして何で出来なかったの。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今回結果的に2億6,000万円減額をしておりますが、この減額をした中で当初の段階で、私が就任したときからそうでしたけれども、予算の編成については、各基金から充当をしてそして予算編成をしております。今回も今度の補正において全てを基金に繰り戻しをしているところであります。これは財政のやりくりのテクニックもいろいろあるんですけれども、当初からこの普通交付税を満額、そしてどれだけそれが伸びるのかどうかというのはあくまでも推測であります。国からのいろんな情報も入りますが、確定をした段階で留保も一応持ちながら、そして基金と調整をしながら財政運営はして来ております。今回結果としていくらか余裕が出た、そして減額した財源によって当初で繰り入れている基金については一応繰り戻しをして、そして尚且つ、余裕が出たものについて、今回農業振興基金や町有施設整備事業基金の方に積み立てをしたところであります。そして今回は骨格予算でありますから、今後予算について編成をしますけれども、ここに積み立てた町有施設整備事業基金等についても、今後いろんな施設整備に使わなければなりませんので、そういうふうな計画を立ててしっかりやるということでありますので、ただ単にこれはトイレだけを改修をするということであれば、それはそれでやれるとは思いますが、私としましては行政として今のこのトレーニングセンターはやればいいんですけれども、福祉センター等についてトイレだけをやるということは、なかなかそのようなことでは町民の皆さんからの御意見には沿うことは出来ないというふうに思っているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 福祉センターの関連質問ということでお尋ねをします。

再三、町長からは同じような答弁が前議会の中でもあった訳ですが、なかなかやっぱり福祉センターの利用が多い中においては、利用者から非常に不満の声が出ているのが実態ではありまして、町長の考え方も分かる訳ではあります。とにかく福祉センターのトイレだけを今使えるようにするにはどれ位の予算が必要で、その金を早急に使用できるようにするのと中期的な対策の中で考えた方が経済的メリットが大きいという所の示しが必要なのかなと思うんですが、そこら辺について分かれば答弁をもらえますか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） すみません。資料を持ち合わせておりませんので正確な数値というのは把握出来ないところでございますが、今現在福祉センターの浄化槽

は木の根が入って来ていて、浄化槽事態が保守されていない状態なんです。ですので、完全に作り直しということになりますので、何百人槽になりますので、相当な額、数百万円かかるということになります。それと、今の現在ある位置がですね、位置が陸上競技場との間にあるんですが、そこも一段下になっていて昔の作りのままなので、そこら辺も含めて全体的に位置のことを考えないといけないし、作るとなると前に出さないといけない、配管等のこともあります。現在福祉センターについては、やはり防火関係もありますが、障害者の進入についても横からしか入れないということで、いろんな中でここに経費を入れてやるというのを含めて、部内で今現在担当課と総務課と一緒にあって協議会と言う名目で部会を形成してそれぞれの部会の中で今後どうやっていくか、位置も含めてですね、協議をしている段階でございまして、そこに多額の経費を一気に使い込んでいくと、また建設にもいろいろ問題も出て来るかなということも含めまして、今検討中ということで経費は相当額出て来るということで答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） よろしいですか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 正確な数値は持ち合わせていないということなんですが、数百万円という金額が若干聞こえたんですが、数百万円というのが多額の投資になるのかならないのか。数千万円なのか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） ごめんなさい。私もはっきりした数字はちょっと覚えていないというのが実情でございますので、後ほど数字についてはお伝えしますが、相当な額だったというのは覚えております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） この福祉センターについては私も一般質問で出した経緯がありますけれども、今検討中ということでありますので、出来ることだったら総合的に作りかえるという方向で是非検討していただいて、もうちょこちょこ金を使ってやるよりも町長が言われるように総合的にやった方がいいんじゃないかと思っておりますので、その辺の検討をよろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今回は骨格予算でありました。そしてただいま議員からもいろいろ御質問が来ましたとおり、これまでも御答弁をさせていただいております。そして先程から申し上げておりますが、天井裏にアスベストがあって、ただ天井貼ってる状態であります。そういうことからこれは老朽化してもうかなりの年数経っていますので、指示をしていますのは補助も受けられるのは受けて、アスベスト除去をして、解体をして新たな規模的には今のようなもので、大きなものを作る必要

はないというふうに私どもは思っておりますけれども、しっかりとそこら辺も御意見を踏まえた中で、建て替えた方がいいのではないかという検討はしているところであります。そういうことからトイレだけを今改修をして、そしてまた、本年度建替たいということになりますと、トイレを修繕をしても何にもならん訳でありますので、そういうことを併せてしっかりと検討をして早急にこれは対処したいというふうに思っていますので御理解をいただきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に歳入、3ページから15ページまで質疑はありませんか。
4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 歳入で、ふるさと寄附金が6,000万円の減額になっていまして、非常に重要な自主財源、一般財源であるんですが、かなり厳しい数字だと。昨今の状況もあるんでしょうが、逆にですね、このコロナ禍においてふるさと納税寄附金を伸ばしている自治体もあるようです。本町のこれまでの取り組みとですね、もう既に令和5年度については、予算化もしていますので、本当にその達成が見込めるのか、そこら辺の取り組み状況について教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ふるさと納税につきましては、令和4年度の決算見込みで行きますと、8,393万5,000円の寄付額の見込みになってございます。こちらについては、前年度（令和3年度）と比較しまして、74.08%ということになります。令和3年度については、1億1,300万円ほどありましたので、令和2年度と比較しますと、令和2年度が9,774万3,000円ほどでございましたので、85.88%といった状況になっております。こちらについては、本町の返礼品で一番多いのは安納いもでございますけれども、こちらについては基腐病の影響であったりとか、そういった部分で件数・金額ともに減少している状況がございます。また、他のさつまいもについても他の新しい品種等も全国的に見ますと出て来ている部分もありまして、なかなか伸び悩んでいるところもあるところでございます。取り組みといたしましては、各サイトにおける広報活動サイトに載せていただく部分とかを実施してきているところでございまして、有料の広告とかもありますので、そういった部分を年度通じて実施してきたところでございます。令和4年度については高額の自治体の先進地の方に視察にも行きまして、全国的に高額な納税集めている部分については、中間事業者の一括的に委託をお願いしている部分が大部分でありまして、本町についても今年度そちらのプロポーザルを行いまして、一括管理をしてもらうように今進めているところでございます。

- 議長（塩釜俊朗君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 次に、第2表繰越明許費補正。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 次に、第3表債務負担行為補正。質疑はありませんか。8番、上園和信君。
- 8番（上園和信君） 南種子町が借り受ける外部給電機器のリース料とありますが、これは何のリースですかね。来年度からも債務負担が発生するということでしょう。
- 議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。
- 総務課長（羽生裕幸君） これは、パワームーバーという電気自動車から被災地へ電源を供給する際の切替装置ということでありまして。5年度から9年度までの債務負担ということになります。
以上です。
- 議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。
- 8番（上園和信君） 被災地に給電をする機械ということですか。どこの被災地に。
- 議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。
- 総務課長（羽生裕幸君） 申し訳ございません。避難所でございます。各校区に避難所を設置しておりますので、台風災害等に停電が発生した場合の電源と、それを確保するためにEV車を購入しておりますので、そちらから避難所の電源を確保するための切り替え装置ということで御理解いただきたいと思っております。
- 議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。
- 8番（上園和信君） リースじゃなくて買取の方が安くなるんじゃないかな。
- 議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。
- 総務課長（羽生裕幸君） 現金で購入するというのとあるんでしょうけども、色々と機械の性能を理解するうえで保守等も含めて、車のリース合わせてそれらも事業導入がそのように、国の事業を活用してやっておりますので、そちらの事業との兼ね合わせも含めまして債務負担ということでリースで購入ということにしております。
- 議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 次に、第4表地方債補正。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。8番、上園和信君。
- 8番（上園和信君） 福祉センター、トレセンの件です。福祉センターもう新築する

ということと理解してよろしいかね。その財源は。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） いろいろ、中で検討させております。そして、米軍再編交付金の方も額が示されておりました、今後 10 年間交付されますので、そういったものでやれるもの、そしてまた事業組立を国庫を引っ張って来れるもの、それをしっかりと精査をなさいと指示をしておりますので、そういった中でやらなければならないことがかなりうちの町では課題として残っていますから、その中で整理をして行きたいというふうに考えております。そして、完全リニューアルが出来るのかどうか、そういった事も中で調査させましたけれども、あまりにも老朽化が進んでいるということでもありますから、建替えた方がいいということで、そしてまたアスベストの問題も含めてですね、完全除去して、これもう解体するにしてもいずれにしてもこれをやらなければなりませんので、そういうことで指示をしているところがあります。

○議長（塩釜俊朗君） 8 番、上園和信君。

○8 番（上園和信君） その間、新築するまでの期間ですよ。何か応急処置をする考えなのか。計画してから完全に完成するまで、五、六年はかかると思いますよ。その間やっぱりトイレは必要です。トレセンも含めてですけど。それと、ふるさと納税が 8,300 万円。入ったお金が。四、五年前までは確か 10 億に迫ろうという金額でした。途中ですね、相当、新聞・テレビに叩かれてそれからグッとダウンしたと思うんですけど。これ 8,300 万円という本当の数字ですかね。企画課長。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先程から建物の関係については、その五、六年も幾らも係るようなことは私どもは想定をしていないんです。やっぱり解体を早急にやって継続でしかとそれをできるようにせんといかんと思っています。その間の解体をしましてしまいますとそこを使えませんので、どういうふうなことを皆さんに御理解いただいて利用していかないかということも踏まえてですね、ちょっと検討したいというふうに。今後御意見もいろいろと賜りたいと思っていますところでもあります。

それから、ふるさと納税については詳細は企画課長から答弁させますが、以前はかなりの額がありました。これは、旅券を返礼品として扱っておりました、総務省からこれは指摘を受けて出来ないことになったところでもあります。今も他の所でもいろいろそういう指導を受けているところもありますが、そしてまた一定のルールが出来ましたので、返礼品も 3 割以内とか示されておりました、また、地場の物だけでここで生産が出来たりちゃんとやるものでなければ、返礼が出来ないと言うふうになっておりました、いろんな所で製造されたりする物は出来な

いなど、いろんな規制がかかっております。その中でそういう御指摘を受けて再スタートを切った段階で、かなりこれは落ち込んでおった訳であります。何とか伸ばそうと努力をしてきて、今1億前後で今回ちょっと下がりましたけれども、どこの自治体もこれを今ヤブーだったりトラストバンクとかそういう中間業者とかが入って、やっぱり上位にそれが出て来るようなことをやったりですね、いろんな取り組みをやっております。しかし、なかなか本土の方と離島が上手く競争が出来ていない状況にあるんだろうなと思っております。

今回、先程企画課長からありましたとおり、令和5年度プロポーザルをやりませけれども、本町にここに3社の方で会社を設立して、本町にいろんな商品開発であったり、ふるさと納税のことも中間業者として取り扱っていただけるところが今2社ほど出ておりますので、プロポーザルの中でこれを決定して、そういう事業者の方で一括管理をして引き延ばしていくという方向に進めているところであります。その中で1社は、長野県とか東北地方の方でも実績のあるところでありますので、ここは今後これを更に伸ばさなければならぬ。そしてまた、もっとしっかりと充実した商品についてもPRが出来るようにですね、商品開発も含めてやっていただけるということでもありますから、これは事業者が決定しましたら新しい年度の中でまた、私どもも6月の本議会の中でいろいろお示し出来るものだと思っております。詳細については企画課長から答弁させたいと思います。

福祉センターは、今いろんな施設をやらなければならないところをどうするのかということを検討させております。そしてそれには、一部計画を立ててこの米軍再編交付金についても計画を立てて承認されるものにはしか使えませんので、ここで承認を受けられるもの、そして、国庫事業でやれるもの、起債事業でやれるもの、これを振り分けをするということでもありますから、そういうものも含めて財源は確保するというところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ふるさと納税の令和4年度の見込みについては先程答弁したとおり8,393万5,000円の見込みとなっております。その経緯については町長からも詳しくありましたとおり、以前は高額に納税があった訳でありますけれども、国の規制の関係等もあって、3割以内の地元産品の返礼品と言う形になってきて、だいぶその後落ち込んだというところがございます。国の規定に違反したというところもあつたりして、全国的には指定を取り消された自治体もありましたので、現在では国の基準に基づいて実施をしているところがありまして、なかなか寄附額も伸びないところがありますが、今ありましたとおり、本年度そういった中間事業者の委託もいたしまして、新しく返礼品の開発もしながら伸ばして行くように努力し

て行きたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） よろしいですか。

[「聞き取れない」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。聞き取れないとのことですのでもう一度お願いいたします。

○企画課長（稲子秀典君） 数字については、先程述べたとおり令和4年度については、8,393万5,000円ということになっております。以前、議員からありましたとおり、だいぶ高額な納税がありましたけれども、総務省の規定がありまして、返礼品については3割以内というような規定もございまして、その後だいぶ落ち込んだ部分もございまして、これについては、全国においても総務省の規定どおりにしていなくて指定を外れるというような自治体も出て来ておりました。そういったところで規定どおりにしていますと、なかなか寄附額が落ち込んだという経緯がございまして、今年度については先程町長からもありましたとおり、中間事業者の委託を行いまして、新しい返礼品等も開発をしながら納税額を伸ばして行くように努力して参ります。

○議長（塩釜俊朗君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第15 承認第4号 専決処分した事件の承認について

[令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算（第6号）]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第15、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 承認第4号について、御説明申し上げます。

承認第4号は、専決第4号で処分した令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算（第6号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,087万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,751万9,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4、使用料及び手数料については、督促手数料の実績見込みに伴うもので、8万2,000円を減額するものであります。

次に、款の6、県支出金の保険給付費等交付金については、それぞれの交付決定に伴い、1,088万3,000円を減額するものであります。

次に、款の10、繰入金の一般会計繰入金については、それぞれの実績に伴い、8万2,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページをお開きください。

款の1、総務費については、執行残によるもので、総務費合計で82万1,000円を減額するものであります。

次に、款の2、6ページから7ページ、保険給付費については、項の1、療養諸費から、項の6、傷病手当金まで、給付実績に伴うもので、保険給付費合計で873万6,000円を減額するものであります。

次に、款の6、7ページから8ページ、保健事業費については、各種保健事業や特定健康診査等事業の実績に伴うもので、保健事業費合計で74万6,000円を減額するものであります。

次に、款の9、9ページ、諸支出金については、保険税の過年度還付金等の実績に伴うもので、52万2,000円を減額するものであります。

以上で、説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第16 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算 (第6号)]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第16、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 承認第5号について、御説明申し上げます。

承認第5号は、専決第5号で処分した令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ728万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億292万9,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1、保険料につきましては、被保険者の転出・転入、資格取得等に伴い、172万2,000円を増額するものであります。

次に、款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金については、介護給付の実績及び地域支援事業の実績等による交付額の確定見込みに伴うもので、それぞれ補正をするものでございます。

次に、款の10、4ページ、繰入金の項の1、一般会計繰入金につきましては、介護給付費及び地域支援事業等の実績に伴う減額、給与費等の減額に伴うもので、731万2,000円を減額するものであります。

次に、5ページ、繰入金の項の2、基金繰入金につきましては、歳出予算の減額

に伴い、基金からの繰入分、826万6,000円を減額するものであります。

次に、款の13、諸収入については、配食サービス事業（任意）利用者負担金の減額が主なもので、6万1,000円を減額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

6ページをお開きください。

款の1、総務費につきましては、執行残によるもので、総務費合計で130万円を減額するものであります。

次に、款の2、7ページから12ページ、保険給付費につきましては、各事業の給付実績に伴うもので、保険給付費合計で4,147万3,000円を減額するものであります。

次に、款の5、12ページから15ページ、地域支援事業費につきましては、各事業の実績に伴うもので、地域支援事業費合計で649万6,000円を減額するものであります。

次に、款の6、15ページから16ページ、基金積立金につきましては、介護保険基金積立金として、4,231万3,000円を増額するものであります。

次に、款の7、公債費、款の8、諸支出金につきましては、実績に伴い、それぞれ減額するものであります。

以上で、説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 現在、介護施設入所待ちの方がどれくらいおられるのか。居宅介護を受けておられる方が何名くらいおられるのか教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） お答えします。サービスを利用している人数につきましては、在宅サービス利用者が7,718名。施設のサービスを受けている方が411名となっております。施設の入所待ちという方については現在手元に資料がございませんので、また、後ほど報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 意味がよく分からないのですが、この7,718名と411名、これは日々延べの数字なのか、私が聞きたいのは日々延べじゃなくて、要は人数、頭数何名の方の数字を教えてくださいんですけども。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） すみません。今の数字は延べ人数でありまして、

要介護の認定で利用されている方が、第1号被保険者で307名、第2号被保険者で6名となっております。

○議長（塩釜俊朗君） よろしいですか。

[「介護待ちの方は」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） すみません。介護待ちの方については、今、手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

日程第17 承認第6号 専決処分した事件の承認について

[令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第6号）]

○議長（塩釜俊朗君） 日程第17、承認第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） 承認第6号について、御説明申し上げます。

承認第6号は、専決第6号で処分した、令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第6号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,147万7,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて、御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1、後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の収納見込みに伴い、46万6,000円を増額するものであります。

次に、款の2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料の実績見込みに伴い、2,000円を増額するものであります。

次に、款の4、繰入金につきましては、事務費等繰入金の実績に伴うもので、58万7,000円を減額するものであります。

次に、款の6、諸収入につきましては、保険料還付金及び後期高齢者医療制度特別対策補助金の実績見込みに伴い、それぞれ減額をするものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1、総務費につきましては、執行残によるもので、3万2,000円を減額するものであります。

次に、款の2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者保険料納付金の実績見込みに伴うもので、13万1,000円を増額するものであります。

次に、款の3、保健事業費につきましては、通信運搬費及び人間ドック補助の実績見込みに伴うもので、22万9,000円を減額するものであります。

次に、款の4、諸支出金につきましては、保険料過年度還付金及び還付加算金の実績見込みに伴うもので、10万9,000円を減額するものであります。

以上で、説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、これを承認することに決定しました。

日程第18 報告第1号 町の債権の放棄について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第18、報告第1号町の債権の放棄についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 報告第1号について、御説明申し上げます。

債権の管理については、日頃から税務課を中心に各種研修や徴収ノウハウの共有を図りながら徴収率向上に取り組んでいる一方で、適正な徴収努力を尽くしても、実質的に回収見込みのない債権の整理などの課題が存在しております。

こうしたなか、令和2年度決算認定にかかる議会からの要望・意見において、「回収不能と推測される債権もあり、収納率低下の原因になっていると思われるので、速やかな関係条例の整備制定を行い、適正な債権管理に努めること」といった内容の要望・意見もいただいたことなどから、令和4年3月に南種子町債権管理条例を制定しましたので、この条例に基づく債権の放棄について、議会に報告するものでございます。

それでは議案書をお願いいたします。

町の債権の放棄について、南種子町債権管理条例第10条の規定により町の債権を放棄しましたので、同条第3項の規定により、債権の名称、金額などを議会に報告するものでございます。

債権を放棄したのは、まず、公営住宅使用料であります。

放棄した債権の額は、118万3,165円、21件で、根拠となる条項につきましては、条例第10条第1項第4号の「債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、当該非強制徴収債権を徴収できる見込みがないとき」となります。

次に、水道料金であります。

放棄した債権の額は、5万7,602円、7件でございます。

根拠となる条項につきましては、公営住宅使用料と同様、条例第10条第1項第4号となります。

以上で、報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 公営住宅の使用料が118万3,165円。これを処分をしたということですが、これ年度ごとに教えていただけませんか。

○議長（塩釜俊朗君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） 町の債権の放棄について、建設課所管部分の説明をさせていただきます。年度ごとと言われましたので、まず平成11年度に7万900円。12

年度に 21 万 5,900 円。13 年度に 12 万 266 円。14 年度に 4 万 3,166 円。15 年度に 8 万 3,700 円。16 年度に 16 万 9,200 円。17 年度に 12 万 4,200 円。18 年度に 8 万 5,733 円。19 年度に 4 万 2,300 円。20 年度に 16 万 800 円。21 年度に 6 万 7,000 円となります。合計 21 件で 118 万 3,165 円となります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8 番、上園和信君。

○8 番（上園和信君） これは同一人物ですかね。それと時効消滅とは関係ないということですか。

○議長（塩釜俊朗君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） 債務者につきましては、6 名となり、6 名それぞれの滞納年度を債権の件数としているところでございます。公営住宅使用料につきましては私債権に該当し、時効期間は 5 年となり今回放棄をする全てが時効を経過した債権となります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これで報告第 1 号を終わります。

日程第 19 議員派遣

○議長（塩釜俊朗君） 日程第 19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

追加日程第 2 閉会中の継続調査申し出

○議長（塩釜俊朗君） お諮りします。ただいま、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第 2 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出の件を日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

○議長（塩釜俊朗君） 追加日程第2議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（塩釜俊朗君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第1回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午後 2時31分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 川内田 行 博

南種子町議会議員 野 首 久 教